

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は 3月15日(金)が期限です

問合せ [市民税・県民税の申告について] 市民税課(☎51・2200)、[確定申告について] 豊橋税務署
(☎52・6201※自動音声案内)、[e-Tax^{インターネット}について] ヘルプデスク(☎0570・01・5901)

HP 5782

市民税・県民税の申告

● 申告が必要な方

令和6年1月1日時点で、市内在住かつ確定申告をしない、次のいずれかに該当する方

- (1) 給与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない控除を追加する
- (2) 収入が雇用保険・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみ
- (3) 給与所得(退職所得を含む)や公的年金などに係る雑所得以外の所得(営業・農業・不動産など)がある
- (4) 令和5年中に収入がなかった(市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除の対象者を除く)

● 申告方法

郵送で提出

申告書を作成し、市民税課(〒440-8501 住所不要)
※申告書は、ホームページ内の「申告書作成ツール」で
必要事項を入力し、作成できます。



申告書作成ツール



会場の混雑を避けるため、
郵送での提出にご協力ください。

会場で申告

■ 市役所会場

- とき** 2/16(金)～3/15(金)の月～金曜日(2/23(祝)を除く)8:30～16:00
- ところ** 市民税課
- その他** 当日8:00から、市民税課窓口で整理番号の記載された整理券を配布。※ホームページからも取得可
2/1(木)～2/15(木)は市民税・県民税の申告のみ受け付け可(所得税の申告不可)

■ 出張受付会場

- 時間** 9:30～15:30



全ての会場がバリアフリーに
対応しています

ところ	とき	ところ	とき
とよはし産業人材育成センター	2/20(火)、2/21(水)	東陵地区市民館	2/29(木)、3/1(金)
石巻地区市民館	2/22(木)、3/8(金)	アイプラザ豊橋	3/5(火)～3/7(木)
視聴覚教育センター	2/27(火)、2/28(水)	本郷地区市民館	3/12(火)～3/14(木)

- その他** 当日、各会場で整理番号の記載された整理券を配布。配布時間など詳細はホームページ参照
※整理券の配布時間前の順番待ちは控えてください

[共通事項]

- 持ち物** マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類、本人確認書類(運転免許証など)、給与・公的年金の令和5年分源泉徴収票、配偶者・扶養親族の収入金額が分かるもの、各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けるための証明書、筆記用具、医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書



2/16(金)～3/15(金)に市の申告会場で所得税の申告(給与や年金など簡易なもの)を希望する方は、上記に加え、本人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードの写し(確定申告書に添付用)もご用意ください。

● 申告に関する注意事項

✔ 医療費控除の明細書を事前に作成してください

医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書の提出が必要です。領収書では受け付けることができないため、必ず事前に作成してください。なお、医療費控除の明細書様式(添付書類台紙・医療費控除の明細書)は市民税課、ホームページで配布しています。



医療費控除の明細書様式

✔ 申告会場への来場について

- 混雑する時期(2/16(金)~2/21(水))や時間帯(開場直後)はなるべく避けてください
- 発熱など体調不良の方は、来場を控えてください
- 受付開始時間まで会場に入らないでください

✔ 障害者控除対象者認定について

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、要介護1以上の方または、おむつ使用証明書の交付を受けている方は、障害者控除の対象となる場合があります。本人、親族または扶養者で認定書が必要な方は、長寿介護課へ申請してください。

問合せ 長寿介護課(☎51・3131)

HP 21486

所得税の確定申告

次のいずれかに該当する方は、税務署で申告相談をしてください。

- (1) 営業・農業の事業所得、不動産所得、土地・家屋・株式などの譲渡所得の確定申告をする
- (2) 損失の確定申告をする
- (3) 所得税の住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- (4) 準確定申告をする

税務署では、1月から還付申告ができます。



● 申告方法

e-Tax(電子申告)または郵送で提出

スマートフォンやパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」などで確定申告書を作成し、e-Taxまたは郵送で豊橋税務署(〒440-8504住所不要)へ提出



確定申告書等作成コーナー

税務署で申告

- とき** 2/16(金)~3/15(金)の月~金曜日(2/23(祝)を除く)、2/25(日) 9:00~17:00
- ところ** 豊橋税務署
- その他** 入場整理券(当日配布または国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要



国税庁LINE公式アカウント

税理士による無料税務相談

確定申告に関する相談ができます。

とき 2/16(金)~3/1(金)の月~金曜日(2/23(祝)を除く) 9:30~12:00、13:00~16:00

ところ 市民税課

対象 次のいずれかに該当する方①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者(消費税課税事業者の場合は、令和3年分の課税売上高が3,000万円以下の方)②給与所得者③年金受給者